

The screenshot shows a website for 'ECCLOCK gel 5%' (原形性腋窩多汗症治療剤). The top navigation bar includes '医師', '看護師', '薬剤師', 'オンデマンド', 'Web講演会', and '調査'. The main content area features a large banner with the text '医療・介護' and a sub-header '医療訴訟の実像'. Below this, the article title '美容整形の裁判は一般の医療訴訟とどこ' is visible. The website also includes a '新発売' (New Release) badge and a logo for '科研製薬株式会社'.

2020/11/25

大島 眞一（大阪高裁 部総括判事）

医療安全 | 医療訴訟 | 美容整形 | 慰謝料

印刷 | シェア 0 | ツイート

今回は、少し視点を変えて「美容整形」について述べてみたいと思います。

美容整形は、他の医療とは異なった特殊性を有します。すなわち、二重瞼の形成、豊胸などの美容整形は、疾患に対する治療という側面に欠け、容姿を美しく見せることを目的とするものですから、治療によって患者の生命維持や健康の回復・増進を目的とするものとは異なります。しかし、美容整形においても、医師は患者に対し専門医学的な知識に基づき技術を施す点で、治療を目的とする医療と同様です。したがって、美容整形も他の医療と基本的に同様に考えることができますが、その特質から、異なった面があることも否定できないように思います。

美容整形の特質としては、（1）二重瞼の形成や豊胸などの場合、基本的に何らかの疾患があるわけではなく、精神的な不満の解消を目的としたものである、（2）緊急性に乏しい、（3）このため、医師としては「最善を尽くす」という義務よりも、患者が希望している二重瞼にするなどという「結果を請け負う」義務を有していると見ることも可能である——という点が挙げられます。

美容整形に関する最高裁判決はありません。以下では、下級審の判決を紹介し、美容整形の医療行為上の注意義務や説明義務、損害の考え方を見てみることにしましょう。

### 1.医療行為上の注意義務

美容整形を受ける患者は、しわの除去、二重瞼、豊胸などの明確な目的を有しており、その目的を達することができないのであれば、実施する意味がありません。そのため、医師において、当該手術を実施するということは、その目的を達せられるという前提に立っており、それができなかった場合には義務違反があったと推認することができるように思われます。

したがって、目的を達せられなかった場合、医師としては、術前には予想できなかった

とを立証する必要があると思います（これに対しては反対説も有りで、通常の医療訴訟と異なる、つまり「結果を請け負う」義務を有しているわけではないとする見解もあります）。

豊胸手術に際して脇の下からシリコンを挿入したものの、左腕を下ろしても隠れない位置に傷痕が生じた事案について、東京地裁平成15年7月30日判決（判例タイムズ1153号224ページ）は、医師は左側の切開位置を誤ったものと認められ、それ自体で過失があったとして賠償責任を認めています。

もっとも、訴訟においては、上記のように明らかに手術が失敗であったといえることは多くはありません。医師としては、目的を達成している、あるいはやむを得ない結果であると考えていても、患者としては不満足な結果と考えていることがあり、その評価は難しい面があるといえます。

## 2.説明義務

救急医療のように緊急性が高く、詳細に説明している時間的余裕がない場合には、説明の内容や程度はごく簡単な簡潔なもので足りると考えられます。これに対し美容整形は、緊急性が乏しく、説明すべき時間的余裕は十分にありますから、できる限り詳しく説明する必要があるといえます。

すなわち、「かわいくしてあげる」というような抽象的な説明では到底不十分であり（広島地裁平成6年3月30日判決、判例タイムズ877号261ページ）、医療行為の内容や効果、成功の可能性の程度、危険性・副作用の有無や内容、その可能性の程度等を具体的に説明する義務があると考えられます。

例えば、東京地裁平成28年11月10日判決（判例タイムズ1438号199ページ）は、フェイスリフト手術（耳周りから頬までの皮膚や筋膜を剥離して引き上げ、余った部分を切除して縫合することにより、顔面のしわやたるみを改善する手術）により、患者の期待した効果が得られず、手術痕が残ったことにつき、医療行為上の注意義務違反を否定しましたが、手術の効果や合併症について説明義務違反を認めています。

また、脂肪注入術による豊胸手術の効果について、手術当日に十分な効果が得られないこともあるという適切な内容の説明がなされましたが、その時点で手術をしなかった場合にはキャンセル料が100%かかるというシステムの下では、それより以前に適切な説明をしていなければ説明義務違反が認められるとした東京地裁平成25年2月7日判決（判例タイムズ1392号210ページ）があります。美容整形特有の説明義務違反であると考えられます。

## 3.損害

美容整形において、医師に注意義務違反があった場合の損害については、通常の医療訴訟と同様に考えることができます。ただし、医療訴訟の慰謝料額は通常、交通事故による算定基準が参照されますが、美容整形については、患者としては美的な観点から満足を得ようとしているのですから、その効果が表れずかえって醜状を残すことになった場合には、その精神的苦痛は、交通事故によって醜状が生じた場合よりも一般的に大きいと考えられます。

交通事故による算定基準では、後遺障害の認定としては、傷痕が残ったとしても外貌に一定の醜状を残すものでない限り賠償の対象外ですが、美容整形については、その程度に至らないものでも慰謝料として認められています。

前掲の東京地裁平成15年7月30日判決は、豊胸手術の際に切開位置を、脇の下から数cm程度乳房寄りを開いた過失により、袖のない服を着た場合には傷痕の存在が外から見える状態になったことについて、慰謝料150万円を認めています。